

外来の医療提供体制の確保(外来医療計画)(案)

第1 外来医療計画の策定

1 外来計画策定の背景

- 外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開業が都市部に偏り、診療科の専門分化が進む中、一次救急体制の構築、グループ診療の実施、医療機器の共同利用の推進については、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられています。
- 外来医療に係る医療提供体制の確保を進めていくためには、各地域の外来医療の提供状況を可視化し、外来医療に関わる関係者の取組を進めていくことが必要であることから、医療法の改正により、県が定める医療計画の一部として、外来医療計画が策定されることになりました。
- 本県においては、現行の医療計画と同様、第2期信州保健医療総合計画の一部として、外来医療計画を策定します。

2 外来医療計画の意義

- 本県では、これまでも外来医療に係る医療提供体制を構築する方策として、地域医療支援病院の整備による病院と診療所の連携体制の構築や、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬剤師制度の普及などを進めてきました。
- また、第2期信州保健医療総合計画では、今後の人口減少や高齢化による疾病構造の変化を見据え、医療機能の分化・連携や在宅医療の提供体制の構築を地域医療構想に基づき進めています。
- これらの取組が進む中で、外来医療についても、地域医療構想を踏まえた推進を図ることが必要なことから、外来医療計画では、次の取組を進めます。
 - ① 診療所医師の偏在状況を可視化する外来医師偏在指標等を基に、不足する外来医療機能を可視化し、関係者への情報の提供を進めます。
 - ② 医療機器の配置状況を可視化し、効率性や患者の利便性を踏まえた、共同利用の実施を検討します。
 - ③ 協議の場（地域医療構想調整会議）において、外来医師多数区域に定められた地域での新規に開業を行う医師の不足する外来医療機能への対応状況の共有及び医療機器の共同利用に係る検討を実施します。

第2 外来医療計画の基本的事項

1 外来医療計画の位置づけ

- 外来医療計画は、2018年の医療法の改正において、外来医療の確保に関する事項として、医療計画の記載事項の一つとされた他、外来医療の確保は計画の記載事項に基づき、二次医療圏ごとに設置される「協議の場」において検討のうえ、その結果は県が公表することとされました。(医療法第30条の4第2項第10号、同法第20条の18の2)
- 本県においては、医療計画全体を第2期信州保健医療総合計画の一部として位置付けており、外来医療計画についても同様の取扱いとします。

2 外来医療計画の記載事項・計画期間

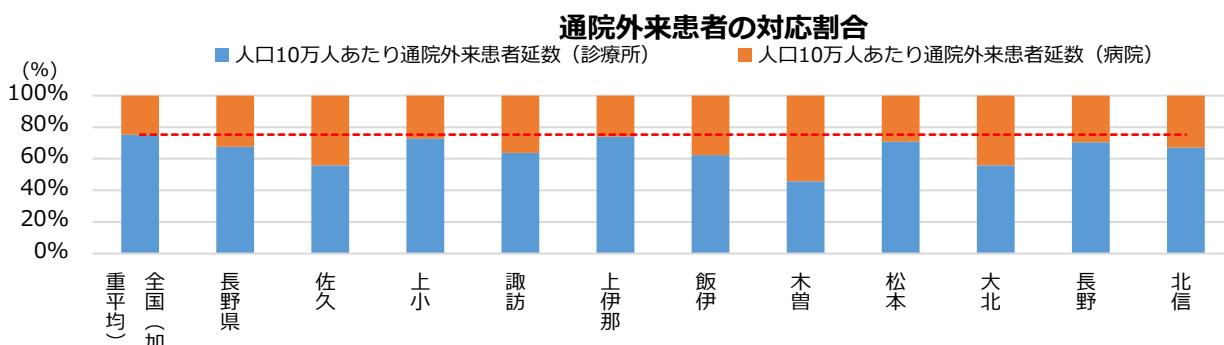
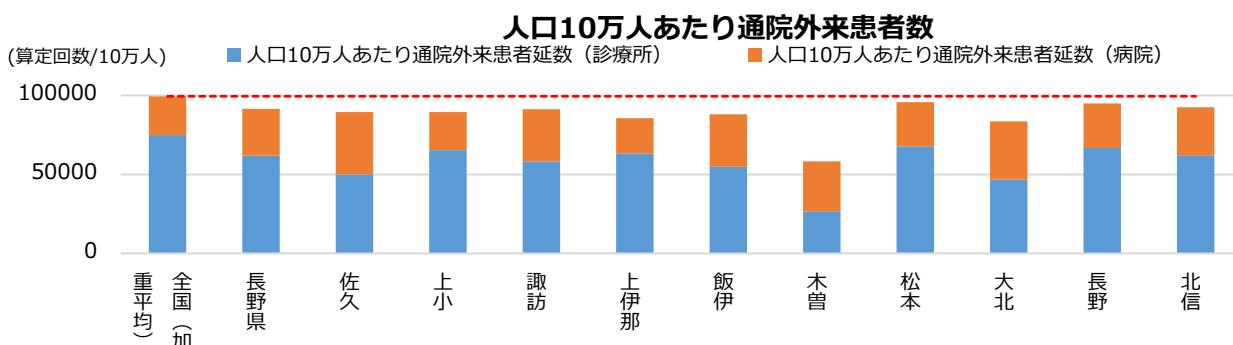
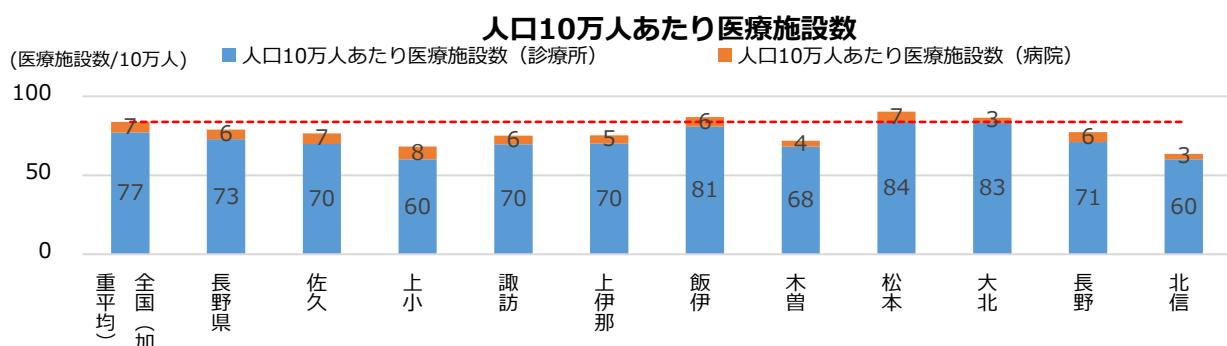
- 医療法、厚生労働省が定めるガイドライン等により、外来医療計画には以下を定めすることが求められます。
 - ① 外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域及び不足する外来医療機能
 - ② 医療機器の配置の状況及び共同利用に関する方針
 - ③ 協議の場の設置
- 計画期間は、第一次計画は、2020年4月から2024年3月の4年計画となり、第2次計画以降は、3年ごとに見直すこととします。

第3 外来医療に係る医療提供体制

1 現状と課題

(1) 医療施設の整備及び外来患者の状況

- 2017年の医療施設調査及び2017年度のレセプトデータによると、県全体の人口10万人当たりの医療施設数は、病院、診療所ともに県内の地域偏在都等を背景として全国平均よりも少ない状況にあります。
- 特に診療所は、中山間地を多く抱える地域ほど少なく、病院において一般の外来診療も担っている状況にあります。医療資源そのものの充実を図っていく必要がある他、既存の資源の効率的な活用のため役割分担を推進することが求められます。

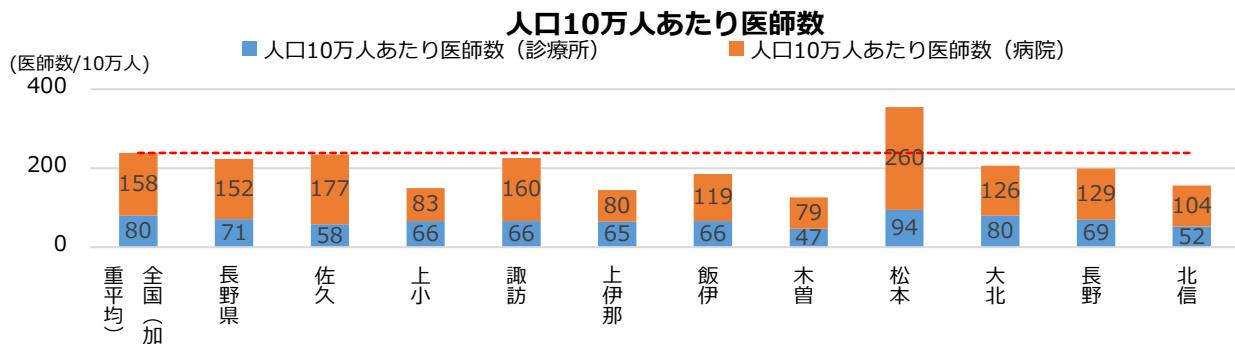


(2) 医師の配置状況

- 医師少数都道府県に位置づけられる本県では、人口10万人あたりの医師数も全国平

均より少ない他、病院、診療所ごとの医師の勤務上を比較すると、医師は診療所よりも病院で勤務している傾向にあります。

- 医師確保計画や地域医療構想に基づき、医師の数そのものを増やす取組が求められる他、医師の働き方改革等で、労働時間の適正化が求められることを踏まえれば、医療機関の役割を明確化し、その役割に応じた医師の確保を図っていくことが重要になります。



第4 外来医師偏在指標

1 外来医師偏在指標の算出結果

- 外来医師偏在指標は、全国統一の算定式、データにより二次医療圏ごとの診療所医師の偏在状況を相対的に評価する指標です。
- 外来医師多数区域となる基準値は、上位 33.3 パーセンタイル値となる〇〇であり、本県では〇〇医療圏が外来医師多数区域となります。

【外来医師偏在指標】

※確定値を記載

(参考) 外来医師偏在指標の算出方法

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数 (※1)}}{\text{標準化外来医療需要 (※2)} \times \text{診療所の外来患者対応割合 (※3)}}$$

標準化診療所医師数：診療所に勤務する医師数を性・年齢階級別の労働時間を加味して補正したもの。

【補正の方法】 $\frac{\text{性・年齢化級別平均労働時間}}{\Sigma \text{性・年齢階級別診療所医師数} \times \text{診療所医師の平均労働時間}}$

標準化外来医療需要：各医療圏の外来患者数を性・年齢階級別構成を加味して、全国平均並みとした場合の患者数（人口 10 万人対）

【補正の方法】 $\frac{\Sigma \text{性・年齢階級別人口} \times \text{全国平均外来受療率}/\text{地域人口}}{\text{地域人口 (10 万人対)} \times \text{全国平均外来受療率}}$

診療所の外来患者対応割合：地域の外来患者のうち、診療所で対応した患者数の割合

※患者の受療動向の考え方

圏域を超えて外来医療の提供を受ける患者については、平成 28 年度のレセプトデータに基づき、流入率を標準化外来医療需要に乘じることで加味しています。

2 外来医師多数区域となる地域での指標のとらえ方

※外来医師多数区域となつた圏域の指標での評価の考え方を記載

第5 協議の場の設置

1 協議の場の設置及び協議方法

(1) 協議の場

- 医療法第30条の18の2に規定される、外来医療に関する「協議の場」は、10の二次医療圏に設置された地域医療構想調整会議とし、協議事項は次のとおりです。
 - ・地域で不足している外来医療機能に関する検討
 - ・新規開業者が不足する機能を担うことについての合意の状況の確認
 - ・新規開業者が不足する機能を担うことが困難な場合の協議の場への出席要請

【手続の流れ】

医療法8条の規定による開設届（開設者が臨床研修等終了医師である場合）



※医療法第1条第1項の規定による開設許可申請（開設者が臨床研修等終了医師でない場合）は申請時に協議を実施

(2) 協議の場の役割

- 「協議の場」は、外来医療に係る医療提供体制の確保のため、新規開業者が地域で不足する外来医療機能の充実に対する取組を自主的に進める目的とし設置されるものです。
- 医師少数都道府県に位置付けられ、医師の偏在対策を強力に進めていく必要がある本県においては、原則として外来医師多数区域でなくとも、新規開業者に対し不足する外来医療機能を担うことへの協力を求めることとします。

(3) 自由開業医制度に対する考え方

- なお、外来医師多数区域であるかを問わず、初期臨床研修等を終えた医師個人が、病床を有さない診療所を開設する場合、医療法に基づき、県への届け出により自由に開業を行うことができます。
- 本計画に基づき、新規開業を行う医師に対し不足する外来医療機能の提供を求める場合であっても、それに応じるかは医師個人の自由意思に委ねられており、外来医療に係る医療提供体制の確保は、関係者の自主的な取組により進められることが必要です。

地域医療構想調整会議について

※標題に関するコラムを記載予定

自由開業医制度について

※標題に関するコラムを記載予定

第6 施策の展開

1 地域において不足する外来医療機能の可視化

(1) 不足する外来医療機能

- 地域において不足する外来医療機能は、夜間や休日等における初期救急医療、往診看取り等の在宅医療、産業医・予防接種等の公衆衛生に係る医療の他、協議の場において不足すると位置付けられた外来医療機能とします。
- これらの各医療圏の提供状況は次の通りです。

※調整会議において各地域において不足する外来医療機能を確認

(2) 不足する外来医療機能の方法

- 不足する外来医療機能の状況は、レセプトデータ等を用いて、市町村ごとに可視化し、新規開業者及び関係者への提供や市町村における在宅医療介護連携での活用を進めるため、県がデータを整理し、ウェブサイト等で公表します。
- また、可視化した情報は協議の場での議論の基礎資料として活用し、不足する外来医療機能への対応を進めます。

2 新規開業者への対応

- 新規開業を行った医師に対しては、医療法第8条の規定による開業届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての意向を記した書類の提出を求めます。
- 協議の場を開催し、協議結果は県ウェブサイトにおいて公表します。
- 手続に必要となる書類の様式については、県ウェブサイト及び保健福祉事務所（保健所）において、提供します。

3 他の施策との整合

- 外来医療に係る医療提供体制の確保については、第2期信州保健医療総合計画の他の記載事項においても取組むこととしているため、これらと整合をとった推進を図ります。

【他の記載事項と整合を図るもの】

- (1) 地域医療支援病院の整備
- (2) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及
- (3) 基幹病院と中小医療機関が連携した医師の確保
- (4) 一次救急医療提供体制の確保
- (5) へき地診療所の確保
- (6) 在宅医療を行う診療所の確保

第7 医療機器の効率的な活用

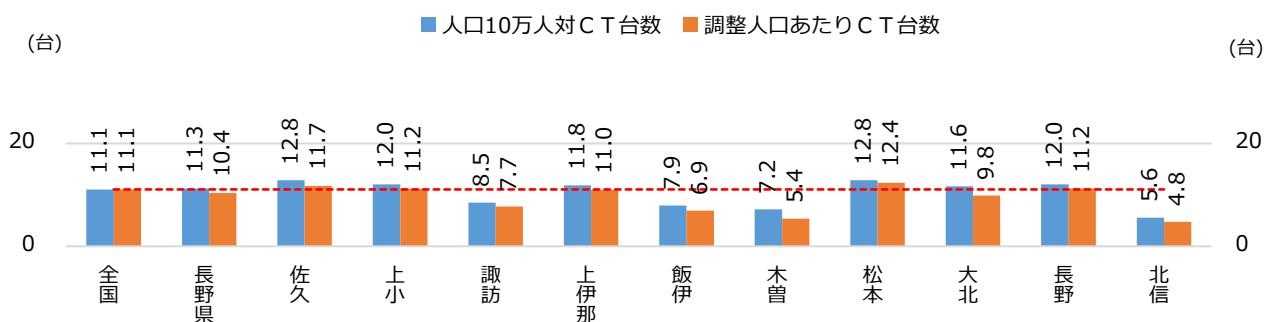
1 現状と課題

- 各医療機器の配置状況については、がんなど疾病ごとの医療提供体制の状況により、他医療圏と連携した医療を提供している場合、基幹となる医療圏において、集約的に医療機器が配置されている状況があります。

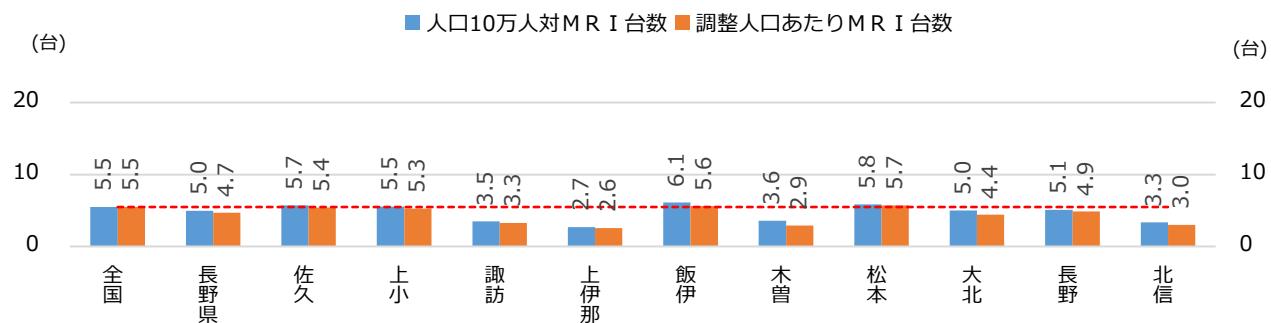
医療機器の種別と共同利用について

※標題に関するコラムを記載予定

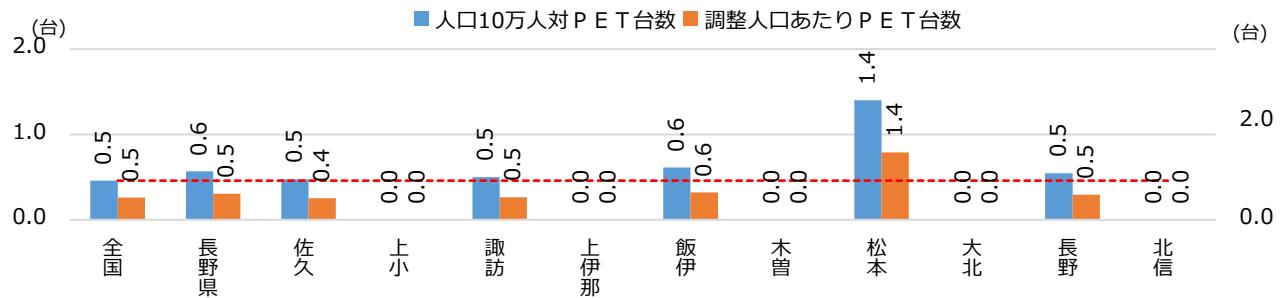
【C T】人口10万人対台数と調整人口あたり台数



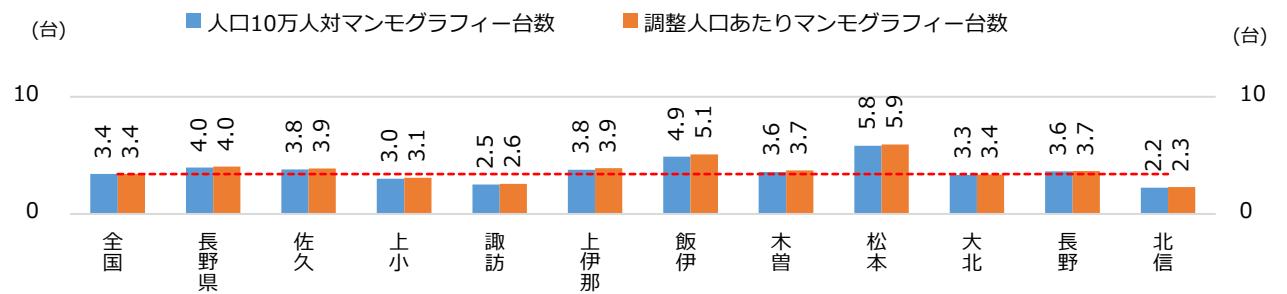
【M R I】人口10万人対台数と調整人口あたり台数



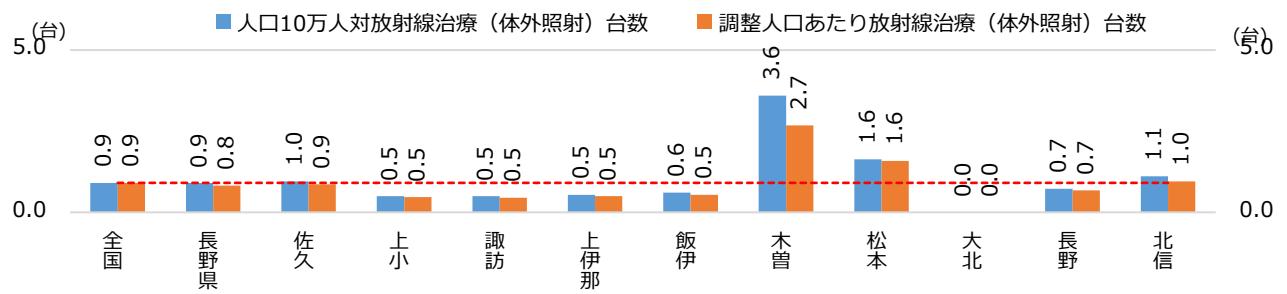
【P E T】人口10万人対台数と調整人口あたり台数



【マンモグラフィ】人口10万人対台数と調整人口あたり台数



【放射線治療】人口10万人対台数と調整人口あたり台数



【各医療機器】標準化検査率比（全国平均を1とした場合）

| | 標準化検査率比 | | | | |
|-----|---------|-------|-------|----------|-------------|
| | C T | M R I | P E T | マンモグラフィー | 放射線治療（体外照射） |
| 長野県 | 1.09 | 1.06 | 1.06 | 0.98 | 1.09 |
| 佐久 | 1.09 | 1.06 | 1.08 | 0.98 | 1.10 |
| 上小 | 1.08 | 1.05 | 1.06 | 0.98 | 1.08 |
| 諏訪 | 1.10 | 1.07 | 1.08 | 0.98 | 1.10 |
| 上伊那 | 1.08 | 1.05 | 1.05 | 0.97 | 1.08 |
| 飯伊 | 1.14 | 1.09 | 1.09 | 0.96 | 1.13 |
| 木曽 | 1.34 | 1.24 | 1.27 | 0.97 | 1.34 |
| 松本 | 1.04 | 1.02 | 1.02 | 0.98 | 1.03 |
| 大北 | 1.18 | 1.13 | 1.16 | 0.99 | 1.20 |
| 長野 | 1.07 | 1.05 | 1.06 | 1.00 | 1.07 |
| 北信 | 1.17 | 1.11 | 1.13 | 0.98 | 1.17 |

第8 協議の場の設置

1 協議の場の設置及び協議方法

(1) 協議の場

- 外来医療と同様に、10の二次医療圏に設置された地域医療構想調整会議において協議を行うこととし、協議事項は次のとおりです。
 - ・医療機器の共同利用

【手続の流れ】

医療機器の共同利用の検討

県から共同利用意向の有無の確認

報告・情報共有

協議の場の開催

(2) 協議の場の役割

- 医療機器の共同利用については、医療機器の設置者において、医療機器の効率的な活用や患者の利便性向上の観点から共同利用の希望がある場合に、協議の場での検討を行うこととします。

第9 施策の展開

1 医療機器の配置状況の可視化

(1) 医療機器の配置状況の可視化の方法

- 医療機器の配置状況は、レセプトデータ等を用いて、市町村ごとに可視化し、医療機器の効率的な活用を進めるため、県がデータを整理し、ウェブサイト等で公表します。
- また、可視化した情報は協議の場での議論の基礎資料として活用し、医療機器の共同利用を進めます。

2 共同利用を希望する者への対応

- 医療機器の共同利用を行う希望のある者については、医療機器の共同利用計画等を基に、県が共同利用の意向を確認します。
- 協議の場を開催し、協議結果は県ウェブサイトにおいて公表します。
- 手續に必要となる書類の様式については、県ウェブサイト及び保健福祉事務所（保健所）において、提供します。